

無期転換をあきらめたくない

みんなのための学習会

無期転換って何？

非常勤職員のあなた👉

「自分は5年期限の雇用だから無期転換は無理」とあきらめていませんか？

早大で非常勤講師の5年上限を撤回させた
首都圏大学非常勤講師組合書記長が語る

「東大ルール」の重大な問題点と
その正しい攻略法

2017年9月21日(木)

17:30～19:00

どなた
でも可

講師：志田 昇

(首都圏大学非常勤講師組合書記長)

会場：駒場 I キャンパス

14号館 706号教室



無料・予約不要

2013年4月1日に改正労働契約法が施行されました。この法律の趣旨は、非正規雇用労働者の雇用の安定化で、その一環として無期労働契約への転換の仕組みが導入されました。しかし東京大学では、この施行を機に、雇用限度終了後の(特定)短時間勤務有期雇用教職員のクーリング期間を従来の3ヶ月から6ヶ月に延長。さらにそれまで3年ごとに再採用が可能であった特任専門職員を5年以上継続雇用しないという事例も発生。有期雇用教職員の雇用は不安定な方向へと逆行しています。

継続雇用が5年を超えた場合に可能となる無期転換を避けるため、意図的に契約期間が短く設定されるという事態も。ご自身の労働条件通知書を見直してください。

**知ることが力になります。
ぜひ、学習会にご参加を！**

10月には本郷でも開催！

・お問い合わせ・

教養学部教職員組合
内線 46181 木のみ
10-16時 102号館1階
komaba_union@yahoo.co.jp

東京大学教職員組合
内線 27971 月～金
10-18時 生協第2食堂3F
syokikyoku@tousyoku.org

<http://tousyoku.org/>

組合員なら法律相談無料。
組合は常勤・非常勤を問わず誰でも加入できます。

東京大学教職員組合 <http://tousyoku.org/>

無料法律相談を活用しよう！

職場のこと、ハラスメントなどの労働相談
離婚・相続・遺言・交通事故などの個人的相談
なにか困ったことがあったなら

一人で抱え込まず、ご相談ください！

所属と名前を教えてください
(差し支えなければ相談内容も)

まずは東職書記局から法律事務所に連絡

書記局からの GO サインで**相談開始**

面談 or 電話相談(件につき3回 or 3時間無料)

回数・時間を超過した場合
別途相談料が必要になります

組合労働相談員による労働相談は、これまで通り、組合員・未組合員
を問わず、東京大学で働くすべての方の相談を受け付けています。

東京大学教職員組合は法律事務所と法律顧問契約を結んでいます。
東京大学教職員組合の組合員であれば、無料で法律相談を受けることができます。相談内容は職場の問題のほか、個人的な相談（離婚・相続・遺言・交通事故・その他）も可能です。契約している顧問弁護士は複数名で、女性の弁護士もおります。相談内容によって担当者、担当人数が決まります。
東職相談員による労働相談は、組合員に限らず、東大で働くすべての職員の相談をお受けしています。組合には常勤、非常勤、フルタイム、パートタイム、教員、職員など、東大で働くすべての方が加入できます。何か困ったことがあったら一人で抱え込まず、ぜひご利用ください。

お問い合わせ: **東京大学教職員組合** 月～金 10:00～18:00

東京都文京区本郷 7-3-1 生協第二食堂 3階

TEL&FAX 03-5841-7971 内線 27971

Email: syokikyoku@tousyoku.org

<http://tousyoku.org/>